

下関市まちなか引越支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 9 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活サービスやコミュニティの持続的な確保に必要な人口密度を維持することにより、人口減少を踏まえた持続可能な住環境の整備を進め、もって良質な住環境の形成及び定住・交流人口の増加による活性化を図ることを目的に、まちなかへの転居に要する費用を補助する下関市まちなか引越支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 建物の所有者と賃貸借契約を締結して賃貸借する住宅（公営住宅又は事業主等から貸与された住宅を除く。）をいう。
- (2) 賃借予定者 民間賃貸住宅の賃借を予定している者をいう。
- (3) 入居予定親族 賃借予定者の 3 親等以内の親族で、当該民間賃貸住宅に入居を予定している者をいう。
- (4) 下関市税 下関市の市税をいう。
- (5) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項の規定により市が作成する下関市立地適正化計画に定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域をいう。
- (6) 下関駅周辺地区 別表第 1 に定める地区をいう。
- (7) 居住誘導区域内 市内の居住誘導区域で、下関駅周辺地区を除く区域をいう。
- (8) 居住誘導区域外 市内の居住誘導区域以外の区域をいう。
- (9) 土砂災害特別警戒区域等 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域及び同法第 4 条第 1 項に規定する基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域をいう。
- (10) 初期費用等 民間賃貸住宅への入居に当たって支払った敷金、礼金、前家賃及び日割り家賃、仲介手数料並びに保険料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、賃借予定者で、次に掲げる要件の全てを満たすもの（同一の民間賃貸住宅において当該要件の全てを満たす者が2人以上あるときは、そのうちの1人に限る。）とする。

- (1) 下関市税を滞納していないこと。
- (2) 第6条の規定による申請をする日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助を受けている世帯に属していないこと。
- (3) 自己及び自己と同一の世帯に属する者並びに入居予定親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 第6条の規定による申請をする日において、次条第1項第1号の民間賃貸住宅にあっては賃借予定者、同項第2号の民間賃貸住宅にあっては入居予定親族が、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 1年以上継続して生活の本拠として居住誘導区域外に住所を有している者
 - イ 1年以上継続して生活の本拠として居住誘導区域内に住所を有している者
- (5) その他市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、まちなかへの転居（居住誘導区域外から居住誘導区域内若しくは下関駅周辺地区への転居又は居住誘導区域内から下関駅周辺地区への転居をいう。）で、補助対象者が賃貸借契約をする次の各号のいずれかに該当する民間賃貸住宅への転居とする。

- (1) 補助対象者が自己の居住用として賃借し、入居し、かつ住所を有することとなる民間賃貸住宅
- (2) 補助対象者が自己の居住用として賃借せず、入居予定親族が入居し、かつ住所を有することとなる民間賃貸住宅

- 2 前項の規定にかかわらず、国、山口県又は下関市が行う他の同種の補助、資金貸付金、利子補給金等を受けているものについては、補助対象事業としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

- (1) 次のアからエまでに掲げる転居の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 居住誘導区域外（市内の土砂災害特別警戒区域等を除く。）から居住誘導区域内への転居 5万円

イ 市内の土砂災害特別警戒区域等から居住誘導区域内への転居 10万円

ウ 居住誘導区域外から下関駅周辺地区への転居 10万円

エ 居住誘導区域内から下関駅周辺地区への転居 5万円

- (2) 初期費用等に要した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、民間賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結する前に、下関市まちなか引越支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍の附票、住民票の写し等、補助対象者又は入居予定親族が第3条第4号に規定する要件を満たすことが確認できる書類

- (2) 補助対象者と入居予定親族の続柄が確認できる書類（第4条第1項第2号に該当する場合に限る。）

- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の案の写し等、初期費用等の内容が確認できる書類

- (4) 下関市税の滞納がないことを証する書類

- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定した場合は、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を下関市まちなか引越支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市まちなか引越支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の制限)

第10条 同一の補助対象者に対する補助金の交付の回数は、1回を限度とする。

(事業の実施)

第11条 第9条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に、民間賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結した上で適切に補助対象事業を実施しなければならない。

2 補助事業者は、第7条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手することができない。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市まちなか引越支援事業補助金事業中止・廃止届（様式第4号）により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付の変更申請)

第13条 補助事業者は、第6条の規定による申請の内容に変更があった場合

は、下関市まちなか引越支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第6条の規定を準用する。この場合において、同条各号に掲げる書類の添付は、当該変更に係る書類に限るものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合は、下関市まちなか引越支援事業補助金変更等決定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度末日のいずれか早い日までに、下関市まちなか引越支援事業補助金完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し等、第4条第1項第1号の民間賃貸住宅にあっては補助事業者が、同項第2号の民間賃貸住宅にあっては入居予定親族が民間賃貸住宅に異動したことが確認できる書類

(2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(3) 賃料支払証明書等、初期費用等を支払ったことを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき

補助金の額を確定し、下関市まちなか引越支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市まちなか引越支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求を受理した日から30日以内に当該請求のあった額を当該補助事業者へ交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 市長は、第1項の規定による取消しにあつては下関市まちなか引越支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、第2項の規定による命令にあつては下関市まちなか引越支援事業補助金返還命令書（様式第11号）により行うものとする。

（検査等）

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第22条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

下関駅周辺地区

大和町一丁目、大和町二丁目、東大和町一丁目、東大和町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地町、上新地町一丁目、長門町、上条町、長崎町一丁目、長崎本町、長崎新町、関西本町、笹山町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江町一丁目及び細江町三丁目の居住誘導区域